

策定：2021年8月17日

改定：2023年1月11日

イエチカBASE武蔵小杉利用約款

三井不動産レジデンシャル株式会社（以下「運営管理者」といいます。）が提供する施設利用サービス（以下「本サービス」といい、本サービスの提供を行う施設を「本施設」といいます。）の利用に関して、運営管理者と利用者様（第1条第14項に定義します）との間に適用される契約条件について、以下のとおり利用約款（以下「本約款」といいます。）を定めます。

第1条（定義）

1. 「本サービス」とは運営管理者が提供する以下の施設利用サービスをいいます。
 - (1) 一時利用サービス（ドロップインサービス）
 - (2) その他運営管理者が定めるサービス
2. 「利用プラン」とは、運営管理者が定める以下のプランをいいます。
 - (1) ベーシックプラン
 - (2) 個室プラン
 - (3) 貸切プラン（本条第4項記載の「リラックスゾーン」を貸切利用することをいいます。）※それぞれのプランの利用料金は別に定める料金表のとおりとします。

なお、運営管理者は予告なく利用プランの追加や変更、取りやめることがあります。
3. 「本施設」とは、運営管理者が運営する以下の施設をいいます。

〒211-0063 神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403-53「イエチカBASE武蔵小杉」
4. 本施設内の各スペースは以下の名称とし、各ゾーンの位置および詳細は別紙1のとおりとします。
 - (1) 個室ゾーン
 - (2) プライベートゾーン
 - (3) リラックスゾーン
 - (4) オープンゾーン
 - (5) カフェゾーン
 - (6) インフォメーション
5. 「受付」とはインフォメーションにおいて利用申込等を行う場所のことをいいます。
6. 「利用申込」とは、本サービスの利用の意思表示（口頭、書面、WEB等手段を問いません）をいいます。利用申込は会員（本条第8項に定義します）のみが実施できるものとします。
7. 「利用資格」とは、本施設を利用するための資格のことをいいます。
8. 「会員」とは、本約款第2条記載の会員資格の要件に適合する対象者で、本約款を承認のうえ、所定の方法で入会申込み手続きを行い、当社が会員と認めた個人または法人をいいます。
9. 「会員登録」とは会員になるための入会申込み手続きを行うことをいいます。

- 1 0. 「会員資格」とは会員登録をするための資格のことをいいます。
- 1 1. 「同伴利用」とは会員と同伴して本施設を利用することをいいます。
- 1 2. 「同伴利用者様」とは会員と同伴して本施設を利用する方（非会員）のことをいい、所定の方法で本約款を承諾のうえで本施設を利用するものとします。
- 1 3. 「同伴利用会員」とは同伴利用者様を伴って本施設を利用する会員のことをいいます。
- 1 4. 会員および同伴利用者様を総称して「利用者様」といい、年齢等に応じて別記1のとおり分類されるものとします。

第2条（会員資格）

1. 本施設の会員資格は、次の各号のすべてに適合する方に限ります。
 - (1) 本施設の趣旨に賛同し本約款を遵守することができる方（本約款を遵守することができない恐れがあると運営管理者が判断した方を除きます）
 - (2) 過去に会員であった場合、会員資格を剥奪されていない方
 - (3) 過去に本施設を利用した際、利用資格を剥奪されていない方
 - (4) 未成年の場合、会員登録に際し親権者の方の同意を得た方（ただし、別記1記載の未就学利用者様および小学生利用者様は会員登録できません）
2. 会員資格を確認するため、運営管理者は入会申込手続きにあたり身分証明書や学生証等の提示を求めることができます。入会申込手続きをしようとする方が理由なく拒否する場合、運営管理者は会員資格がないものとみなします。
3. 会員情報に変更が生じた場合には、会員は、速やかに当該変更内容を運営管理者所定の手続きを行うことにより届け出るものとします。会員が法人である場合には、法人代表者のみの変更手続きを行うことができるものとします。
4. 会員資格の有効期間等は以下のとおりとします。
 - (1) 入会申込手続き完了後、会員証を発行した時点で会員資格が発効するものとします。
 - (2) 会員資格の有効期間は、前項による会員資格発効後1年間とします。
 - (3) 有効期間満了の1ヶ月前までに会員より退会の申し出がない場合、1年間自動更新されるものとします。
 - (4) 退会、会員の死亡、会員資格の剥奪があった場合は有効期間満了前でも会員資格は失効するものとします。
5. 会員は運営管理者所定の手続きを行うことで、いつでも退会することができます。退会により会員資格は喪失し、サービスの利用権限は失効します。

第3条（会員証）

1. 運営管理者は会員に対して会員証を発行するものとします。
2. 会員は本施設を利用する際には会員証を携帯しなければなりません。
3. 会員は会員証の複製および第三者への貸与または譲渡をしてはなりません。
4. 会員証の紛失、盗難または破損等が生じた場合、会員は運営管理者所定の手続きに従い、会員証再発行の申請を行うものとし、運営管理者は適当と認めた場合に新たな会員証を発行するものとします。

5. 利用者様が紛失した会員証を発見した場合、発見した会員証を運営管理者に提出するものとしします。
6. 運営管理者は利用者様の情報を本約款に従い適切に管理するものとしします。
7. 会員資格が失効した場合、会員はすみやかに会員証を運営管理者に提出するものとしします。

第4条（利用資格）

1. 利用資格は、会員または本条第2項記載の方に限ります。
2. 同伴利用者様の利用資格は、次の各号のすべてに適合する方に限ります。
 - (1) 本施設の趣旨に賛同し本約款を遵守することができる方（本約款を遵守することができない恐れがあると運営管理者が判断した方を除きます）
 - (2) 過去に会員であった場合、会員資格を剥奪されていない方
 - (3) 過去に本施設を利用した際、利用資格を剥奪されていない方
 - (4) 未成年の場合、利用に際し親権者の方の同意を得た方
3. 利用資格を確認するため、運営管理者は利用者様に対して会員証や身分証明書、学生証等の提示を求めることができます。利用者様が理由なく拒否する場合、運営管理者は利用資格がないものとみなします。

第5条（本約款等の追加変更等）

1. 運営管理者は、本サービスの運営上、個別のサービスごとに契約約款や利用上の注意等（本施設WEBサイトに掲載されたものを含みます）の諸規程（以下「諸規程」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規程は本約款の一部を構成するものとし、本約款に定める内容と異なる場合、諸規程の内容が優先されます。
2. 運営管理者は、運営管理者の裁量で本約款および諸規程を随時変更できるものとしします。
3. 本約款および諸規程を変更する場合、事前に本施設WEBサイト等で告知するものとしします。
4. 本施設WEBサイトに変更後の本約款および諸規程を掲載し、変更の効力発生日後に、本サービスを利用した利用者様は、当該変更に同意したものとしします。

第6条（本施設の営業時間）

1. 本施設の営業時間は、原則として以下のとおりとしします（以下「営業時間」といいます。）。
営業時間：平日 8時～21時
土日祝 9時～19時
2. やむを得ない事情により営業時間の変更や臨時の休業日を設ける場合、運営管理者は利用者様に対し、本施設への掲示またはWEBサイト上でその旨を告知するものとしします。
3. 本条第1項および第2項記載の営業時間にかかわらず、営業時間終了の30分前以降は、本施設への利用申込をすることができません。

第7条（本施設の利用申込・利用料等）

1. 本施設の利用申込は会員のみができるものとします。
2. 会員は利用申込の際に選択した利用プランに従い、本サービスを利用することができるものとし、会員は運営管理者に対し、利用プランごとに運営管理者が定める利用料（以下「利用料」といいます。）を支払うものとします。
3. 同伴利用者様が本施設を同伴利用する場合、以下のとおり定めます。
 - （1）同伴利用者様は同伴利用会員が利用申込の際に選択した利用プランに従い、本サービスを利用することができるものとします。
 - （2）同伴利用者様1人あたりの利用料は運営管理者が定める利用料とし、同伴利用会員は運営管理者に対して、自身の利用料とともに、同伴利用者様の利用料を合計して支払うものとします。
 - （3）同伴利用会員は同伴利用者様に本約款を遵守させるものとし、同伴利用者様が本約款に違反した場合、その責任を負うものとします。
 - （4）第1条第12項のとおり、同伴利用者様は所定の方法で本約款を承諾のうえで本施設を利用するものとします。
 - （5）別記1記載の未就学利用者様および小学生利用者様が同伴利用する場合、未就学利用者様と小学生利用者様の合計人数は成人の同伴利用会員1名に対して3名までとします。
（例）未就学利用者様と小学生利用者様の合計人数が5名の場合、2名の同伴利用会員（成人）が必要となります。
4. 利用の最低時間は1時間とし、利用時間が1時間に満たない場合でも1時間あたりの利用料金をお支払いいただきます。
5. 1時間超のご利用の場合、1時間経過後は30分単位で計算し、時間単価を乗じた金額をお支払いいただきます。なお、利用時間が30分に満たない場合、利用時間を問わず30分あたりの利用料金をお支払いいただきます。
6. 個室プランおよび貸切プランの利用申込をする場合、利用時間を事前に申告するものとします。申告した利用時間の終了時刻を超過した場合、運営管理者は利用時間を延長したとみなし、会員は利用料を支払うものとします。
7. 個室プランおよび貸切プランを利用する場合、利用時間の延長にあたっては受付まで申告するものとします。ただし、運営管理者が利用時間の延長が困難と判断した場合は延長することができないものとします。
8. 本条第7項記載の利用時間の延長に関する申告は、受付への申告に代えて、WEBページにて行うことができます（ただし、同伴利用者様は受付への申告のみとします）。
9. 利用申込後、利用プランを変更する場合は、受付にて変更手続きを行う必要があります。変更手続きをせずに利用できないゾーンの利用をした場合、利用申込時に遡って、当該ゾーンを利用するための利用料相当額を請求させていただきます。
10. 利用料の支払は、運営管理者が別途定める方法に従うものとし、支払方法はキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー等）のみとします（現金でのお支払いはできません）。
11. 一度支払われた利用料については、利用申込の取消、無効、利用資格の剥奪等、理由の

如何を問わず、返金されないものとします。

第8条（本施設の利用）

1. 利用者様は利用プランに応じた利用方法、利用時間等を遵守するものとします。

（1）ベーシックプラン

座席の変更は自由とします。リラックスゾーンは貸切利用されている場合、ご利用できません。個室ゾーンのご利用はできません。カフェゾーンは運営管理者が定める人数でご利用いただけます。お一人様1席でのご利用となります（ただし、運営管理者が特別に許可した場合を除きます）。

（2）個室プラン

①個室ゾーンのうち、指定された番号のROOMのみご利用いただけます。個室ゾーン以外のゾーンもご利用いただけますが、個室ゾーン以外のゾーンが混雑している場合やその他の事情・状況によりご利用をお断りする場合があります。リラックスゾーンは貸切利用されている場合、ご利用できません。お一人様1席でのご利用となります（ただし、運営管理者が特別に許可した場合を除きます）。

②受付にて申告した利用時間の範囲でご利用いただくことができます。利用時間終了の5分前までに退出しなければなりません。

③利用時間を延長する場合は、第7条の定めによるものとします。

（3）貸切プラン

①リラックスゾーンを貸切利用することが可能です。運営管理者が定める人数でご利用いただけます。貸切プランの時間が終了するまでの間は、貸切ったスペース（リラックスゾーン）のみ利用できるものとします。

②受付にて申告した利用時間の範囲でご利用いただくことができます。利用時間終了の5分前までに退出しなければなりません。

③利用時間を延長する場合は、第7条の定めによるものとします。

④リラックスゾーン内のレイアウト変更をすることができますが、利用の終了までに元のレイアウトに戻さなければなりません。

2. 利用者様がスペースを利用する際には会員証または受付で受領した伝票を携帯しなければなりません。

3. 利用を終了するまでの間に、利用料の支払いが無いままに本施設の外に出る場合は受付に申告するものとします。この場合でも利用料の支払いを完了するまでの間は利用料が発生するものとします。

4. プライベートゾーンに設置しているマッサージチェアの利用時間は、運営管理者が定める時間を上限に利用できるものとします。

5. 喫煙室での喫煙は電子タバコのみ可能とします。また運営管理者は利用人数を制限する場合があります。

6. 本施設への物品・飲食物の持込は可としますが、第14条（禁止行為）に抵触する物品・飲食物の持ち込みは不可とします。

7. カフェゾーンのBOOTH1・2は運営管理者が定める人数でのみご利用いただけます。

第9条（事前予約）

1. 個室プランおよび貸切プランについてはWEBページおよび受付にて事前予約することができます。事前予約することができる期間は運営管理者が定めるものとします。
2. ご予約は先着順で受付します。空室状況の表示にはタイムラグが生じる場合があります、空きと表示されていても他の利用者様のご予約が受け付けられている場合があります。
3. 事前予約したプランは利用開始時間の前に利用することはできません。
4. 事前予約を行った後、受付にて利用申込をすることで事前予約したプランを利用することができます。
5. 予約開始時刻より遅れて受付にて利用申込した場合であっても利用料は予約開始時刻から利用終了までの利用料をお支払いいただきます。
6. 予約終了時刻より早く利用終了した場合は、予約開始時刻から利用終了時刻までの利用料をお支払いいただきます。
7. 予約開始時刻より30分経過しても受付にて利用申込がなされない場合、利用をキャンセルしたものとみなします。
8. 事前予約内容は予約時間開始時刻より前に限りキャンセルすることができます。

第10条（インターネット環境提供サービス）

1. 運営管理者は、利用者様に対し、本施設においてインターネット接続を可能とする環境を提供するものとします（以下「インターネット環境提供サービス」といいます。）。
2. 利用者様が運営管理者の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、次の各号のトラブル等については、運営管理者の責に帰すべき事由がない限り、運営管理者は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) インターネット上のWEBサイトの適合性
 - (2) インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
 - (3) インターネット上のエラーや不具合
 - (4) インターネットの利用不能により生じた損害
 - (5) インターネットの利用による個人情報および機密情報の漏えい
 - (6) インターネットの利用による外部からの不正アクセスおよび改変
 - (7) その他前各号に関連するトラブル等
3. 運営管理者は、業務上必要であると認める場合またはやむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境提供サービスを一時停止することができるものとします。
4. 運営管理者が利用者様に対し、責に帰すべき事由がなく、インターネット環境を提供することができない場合、これにより利用者様に損害が生じた場合でも、利用者様に対してその損害を賠償することを要しません。

第11条（コピー機利用サービス）

1. 利用者様は、本施設内に運営管理者が設置するコピー機（以下「コピー機」といいます。）を、運営管理者が定める方法に従い利用することができます。
2. 利用者様は、コピー機を利用する場合、運営管理者が定めるコピー機利用料を支払うもの

とします。

3. 利用者様は、故意、過失によりコピー機を毀損、汚損、紛失した場合、運営管理者に対してその損害の賠償をしなければなりません。
4. 利用者様がコピー機を利用するにあたり、利用者様の操作ミス、コピー機の利用不能、故障、その他運営管理者の責によらずコピー機が利用できなかったため、利用者様に損害が生じた場合でも、運営管理者は利用者様に対してその損害を賠償することを要しません。
5. コピー機利用料の支払いは、運営管理者が定める方法にて行うこととし、これ以外の方法による精算をすることはできません。

第12条（備品等貸出サービス）

1. 利用者様は、本施設において運営管理者が保有する充電器、ケーブル類、文具、書籍、電子機器等の備品（以下「備品等」といいます。）の利用を希望する場合、事前に運営管理者へその利用目的を明らかにし、その旨を申し出たうえで、運営管理者が定める方法に従い利用することができるものとします（申込の状況等によっては希望どおり貸出できない場合があります）。
2. 利用者様は、故意または過失により備品等を毀損、汚損、紛失した場合、運営管理者に対してその損害の賠償をしなければなりません。
3. 利用者様は、備品等を利用するにあたり、操作ミス、備品等の利用不能や故障、その他運営管理者の責によらずして備品等が利用できなかったことを原因として、利用者様に損害が生じた場合でも、その損害について賠償を請求することはできないものとします。

第13条（鍵の貸与および保管について）

1. 個室ならびに靴用ロッカーの鍵は運営管理者から利用者様に貸与し、利用者様は当該鍵を大切に保管しなければなりません。この場合、利用者様は当該鍵を複製してはいけません。
2. 利用者様は、前項により運営管理者から貸与された鍵を第三者に貸与する等、転貸することはできません。
3. 利用者様は、当該鍵を紛失したときは、直ちに運営管理者に申し出て、当該鍵の交換に要した費用（鍵、シリンダーの代金およびその工賃を含みますがそれらに限られません）を負担しなければなりません。

第14条（禁止行為）

1. 運営管理者は、利用者様が本サービスの利用にあたり、本約款、諸規程および次の各号の定めの一つに違反した場合（これらに定めがなくとも、本サービスの利用に際し、運営管理者または他の利用者様に対する迷惑行為があると運営管理者が判断した場合も含まれます）に、違反の是正を求めたにも関わらず、相当期間内に当該利用者様がその違反を是正しないときには、当該利用者様の利用資格（会員においては会員資格）を剥奪し、本施設からの退去を求めることができるものとします。また、当該利用者様は運営管理者に対して、運営管理者が被った損害相当額（直接的な損害のほか、間接的な損害や逸失利益を含みます）を賠償するものとします。

- (1) 他の利用者様に迷惑を及ぼしていると運営管理者が認めた行為
 - (2) 本施設またはその周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、運営管理者、他の利用者様および第三者に不安を覚えさせること
 - (3) 本施設内での火器の取り扱い
 - (4) 本施設内への音、振動、臭気等を発し、他の利用者様に迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込み
 - (5) 本施設内喫煙室以外での喫煙
 - (6) 本施設内での飲酒
 - (7) 本施設の共用部分を占有することまたは物品を置くこと
 - (8) 本施設内にて運営管理者の事前の承認を得ることなく営業行為、宗教活動および政治活動等を行うこと
 - (9) 本施設内で小売業や医療業など、第三者の頻繁な出入りを伴う可能性のある行為を行うこと
 - (10) 情報商材の販売に関わる行為を行うこと
 - (11) 性風俗関連の行為を行うこと
 - (12) マルチ商法およびそれに類する行為を行うこと
 - (13) 賭博およびギャンブルに関連する行為を行うこと
 - (14) 運営管理者または本施設の名誉または信用を傷つけること
 - (15) 本施設内に居住または宿泊すること
 - (16) ペット（犬、猫、小動物、鳥類、は虫類、昆虫類等の各種生物の一切、ただし盲導犬等を除きます）を施設内に入れること
 - (17) その他、運営管理者が不適切と判断する行為または事業を行うこと
2. 運営管理者は、利用者様が次の各号の一つに該当するに至った場合、何ら催告を要することなく、直ちに当該利用者様の利用資格（会員においては会員資格）を剥奪し、本施設からの退去を求めることができますものとします。また、当該利用者様は運営管理者に対して、運営管理者が被った損害相当額（直接的な損害のほか、間接的な損害や逸失利益を含みません）を賠償するものとします。
- (1) 利用者様が法人である場合において、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する倒産手続等の開始の申立を行い、もしくはそれらの申立を受けたとき
 - (2) 利用者様が、運営管理者へ利用料、その他本サービスの利用に基づき発生する料金を支払わないとき
 - (3) 利用者様について、第16条第1項または同条第2項に違反する事実が判明したとき
 - (4) その他前各号に準ずる重大な事由が生じたとき

第15条（免責）

運営管理者は、次の各号に定める事由により利用者様が被った損害については、運営管理者の責に帰すべき事由がない限り、その責を免れるものとします。

- (1) 利用者様の荷物・貴重品・電子データ等の私物の紛失・消失・盗難・破損または汚損

等

- (2) 本施設内における事故、怪我、疾病等
- (3) 本件建物または本施設の法令等に伴う修理、変更、改造、または保守作業等の実施に伴う本施設のやむを得ない使用停止等
- (4) 地震、火災、風水害等の天災地変、停電、暴動または盗難、官公庁からの指導等
- (5) その他運営管理者の責に帰さない事由による損害等

第16条（反社会的勢力排除）

1. 利用者様は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言辞または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
3. 運営管理者は、利用者様が本条第1項および第2項に違反した場合、催告その他何らかの手段を要することなく、直ちに利用者様の利用資格（会員においては会員資格）を剥奪することができます。
4. 前項に定める解除は、運営管理者から利用者様（利用者様が所属する法人を含みます）に対する損害賠償請求を妨げません。
5. 本条第3項に基づき契約が解除された場合、利用者様および利用者様が所属する当該法人は、運営管理者に対し、当該契約の解除を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができません。

第17条（不可抗力）

天変地異、法令およびこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、輸送機関もしくは倉庫業者の保管中の事故、通信回線の事故、通信事業者による電気通信サービスの中断

あるいは中止、仕入先の債務不履行、食中毒等の疾病、本施設内での怪我その他運営管理者の合理的支配が及ばない事由等の不可抗力を原因として、本施設の業務が停止し、利用者様へ本サービスの提供ができなくなった場合、これにより利用者様に損害が生じたとしても、運営管理者は一切の責任を負わないものとします。

第18条（運営管理の再委託）

運営管理者は、本施設および本サービスの運営管理の一部または全部を、第三者に委託することができるものとします。

第19条（本サービスの提供の休止）

1. 運営管理者は、下記の事項に該当する場合には、利用者様に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を休止することができます。
 - (1) 設備の不具合により、十分なサービスを提供することができないと運営管理者が判断した場合
 - (2) 本施設および本施設が存する建物の定期点検等が行われる場合
 - (3) 緊急の点検、設備の保守上あるいは工事上やむを得ない場合
 - (4) 不可抗力を原因として、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) 通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
 - (6) その他、運営管理者が運営上休止する必要があると認めた場合
2. 運営管理者が前項の規定に従い本サービスの提供を休止する場合、利用者様は、運営管理者の責に帰すべき事由がない限り、本サービス提供の継続および本サービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。

第20条（本サービスの提供の終了）

1. 運営管理者は、利用者様に対し、事前に通知（本施設WEBサイトや本施設への掲示による事前通知等）することによって、本サービスの全部または一部の提供を終了することができます。
2. 利用者様は、運営管理者が前項の規定に従い本サービスの提供を終了する場合、運営管理者の責に帰すべき事由がない限り、本サービス提供の継続および本サービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。
3. 運営管理者が本条第1項の規定に従い本サービスの提供を終了する場合、同条同項で定める通知がなされた日が属する月の翌月末日をもって、本サービスの提供は終了するものとします。

第21条（損害賠償）

1. 利用者様は、本サービスの利用に際し、自己の責に帰すべき事由により運営管理者、他の利用者様に損害を与えた場合には、自らの費用と責任において解決にあたるものとし、運営管理者には一切迷惑をかけないものとします。

2. 利用者様が本施設内の備品および設備機器を破損した場合、運営管理者は、利用者様に対し損害金を請求できるものとし、利用者様は速やかに原状回復に要する損害金を支払うものとしします。

第22条（セキュリティカメラの設置）

1. 利用者様は、運営管理者が本施設内にセキュリティカメラを設置することをあらかじめ承諾するものとしします。
2. セキュリティカメラで撮影した映像は端末に保存され、一定期間経過後、古い映像から順番に削除されるものとしします。

第23条（個人情報の取扱い）

本施設における個人情報の取扱いについては、「イエチカBASE」プライバシーポリシーに定めるものとしします。

第24条（その他）

1. 利用者様は、本施設の所在地、電話番号およびFAX番号等を、自らの所在地、電話番号およびFAX番号等として、名刺、チラシ、パンフレットおよびホームページ等に表記することはできません。
2. 本施設内での利用者様の物品（以下「私物」といいます。）の管理は、利用者様自身の判断と責任の下で行うものとし、運営管理者は、当該私物（靴用ロッカー内の物品を含みます）について、運営管理者の責に帰すべき事由がない限り、紛失、盗難、滅失および毀損等に関する一切の責任を負わないものとしします。
3. 運営管理者は、本施設内に残置されたままの私物（お忘れ物や遺失物を含みます）については、運営管理者の裁量で任意の方法による処分することができるものとしします。

第25条（協議事項）

本約款の解釈に疑義が生じ、または本約款に定めのない事由が生じたときは、運営管理者および利用者様は、誠実に協議のうえ、解決するものとしします。

第26条（準拠法等）

1. 本約款に関する準拠法は、日本国法とします。
2. 本約款に関する一切の訴訟は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

以 上

【別紙 1】



- (1) 個室ゾーン…上記図01の位置、ROOM1～12で構成されます。
- (2) プライベートゾーン…上記図02の位置、SOFA1～11、ロフト席およびその1階で構成されます。
- (3) リラックスゾーン…上記図03の位置、間仕切りで区画できる範囲のことをいいます。
- (4) オープンゾーン…上記図04の位置のことをいいます(窓側のテーブル席も含まれます)。
- (5) カフェゾーン…上記図06の位置、BOOTH1・2およびカウンター席で構成されます。
- (6) インフォメーション…上記図05の位置、受付のことをいいます。

【別記 1】

1. 本約款に定める利用者様は以下の区分に分類します。

- (1) 未就学利用者様 未就学児で本施設を利用する方をいいます。
- (2) 小学生利用者様 小学生で本施設を利用する方をいいます。
- (3) 中高生利用者様 中学生以上成人未満で本施設を利用する方をいいます。
- (4) 成人利用者様 成人で本施設を利用する方をいいます。

2. 成人利用者様以外の利用者様について以下のとおり定めます。

(1) 未就学利用者様

- ①会員登録 不可とします。
- ②利用料 無料とします。
- ③施設利用 成人の同伴利用会員との同伴利用を必須とします。未就学利用者1人で個室ゾーンのROOM1～12を利用することはできません。
- ④利用スペース 成人の同伴利用会員と同一のスペース・ゾーンのみ利用可能とします。
- ⑤利用開始と終了 成人の同伴利用会員と同一時刻の利用開始・利用終了を必須とします。

(2) 小学生利用者様

- ①会員登録 不可とします。
- ②利用料 個室ゾーン（ROOM1～12）を利用する場合は、個室プランの利用料とします。その他のゾーンをご利用いただく場合は無料とします。
- ③施設利用 成人の同伴利用会員との同伴利用を必須とします。
- ④利用スペース 成人の同伴利用会員と別のスペース・ゾーンでの利用を可能とします。
- ⑤利用開始と終了 成人の同伴利用会員と同一時刻の利用開始・利用終了を必須とします。

(3) 中高生利用者様

- ①親権者の同意がある場合に限り会員登録することができます。
- ②会員登録する場合以下のとおりとします。
 - ア)利用料 有料（運営管理者が定める料金とします）とします。
 - イ)施設利用 利用プランに従ってご利用いただけます。
 - ウ)同伴利用 未成年の同伴利用者様を伴って本施設を利用することはできません。
- ③同伴利用する場合以下のとおりとします。
 - ア)利用料 有料（運営管理者が定める料金とします）とします。
 - イ)施設利用 利用プランに従ってご利用いただけます。
 - ウ)同伴利用 成人の同伴利用会員との同伴利用を必須とします。